

利根町教育委員会定例会会議録

令和4年1月17日 午後3時00分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	佐藤 忠信 君
委 員	石井 豊 君
委 員	長岡 純子 君
委 員	巻 島 久 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	中村 寛之 君
指導課長	池田 恭 君
生涯学習課長	桜井 保夫 君
学校教育課長補佐	布袋 哲朗 君
生涯学習課長補佐	永田 幸夫 君
学校教育課係長	辰尾 尚美 君

1. 議事日程

議事日程

令和4年1月17日（月曜日）
午後3時00分開会

- 日程第1 報告第1号 利根町生涯学習施設運営協議会の答申について
- 日程第2 議案第1号 町長の権限に属する事務の補助執行について
- 日程第3 その他
小中学校の卒業式・入学式について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 利根町生涯学習施設運営協議会の答申について
- 日程第2 議案第1号 町長の権限に属する事務の補助執行について

日程第 3 その他

小中学校の卒業式・入学式について

午後 3 時 00 分開会

○教育長（海老澤 勤君） お忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。
ただいまより、令和 4 年 1 月の教育委員会定例会を開催いたします。
今日ご審議いただく議案は、報告 1 件、議案 1 件の計 2 件でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 1 報告第 1 号 利根町生涯学習施設運営協議会の答申についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 報告第 1 号 利根町生涯学習施設運営協議会の答申についてでございます。

令和 3 年 11 月 24 日付で利根町生涯学習施設運営協議会へ諮問いたしました「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」、別紙のとおり答申書の提出がありましたので報告するものでございます。

提案理由ですが、令和 3 年 11 月 18 日の利根町総合教育会議において、「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」の協議が調い、11 月 24 日付で、「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」、協議検討していただくため、利根町生涯学習施設運営協議会へ諮問し、令和 4 年 1 月 11 日付で答申書の提出があったので報告するものでございます。

資料の詳細につきましては、永田生涯学習課長補佐より説明させますので、よろしくお願いたします。

○生涯学習課長補佐（永田幸夫君） それでは、ご説明を申し上げます。

資料の 1 枚目をご覧ください。

「1. 令和 4 年 4 月 1 日より生涯学習施設への組み入れについて」でございます。

令和 3 年 11 月 24 日に開催されました利根町生涯学習施設運営協議会の答申を尊重し、使用料の一元化を図り、町民及び利用団体の利便性、生涯学習活動を支援するため、周知期間は少ないものの、町民にとっては有益であることから、令和 4 年 4 月 1 日より生涯学習施設へ組み入れます。

「2. 布川地区コミュニティセンターの管理・運営について」でございます。

施設の管理・運営については、現在、布川地区コミュニティセンターの管理・運営を行っております一般社団法人利根町シルバー人材センターに引き続き管理できるよう配慮することとし、休曜日及び名称については、町民の方に根付いていることから、現状のままとします。

「3. 条例改正等について」でございます。

利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例第 2 条に「布川地区コミュニティセンター」を追加し、指定管理者による管理も可能とするための規定、使用料金の改正、また、附則にて利根町コミュニティセンター条例の廃止、また、利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正を行います。

条例改正（案）については、令和 4 年第 1 回利根町議会定例会に議案として上程いたします。その他、利根町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び教育委員会規則及び訓令の一部改正については、令和 4 年 3 月の教育委員会定例会に議案として上程いたします。

「4. 町民への周知方法等について」でございます。

令和 4 年 3 月の利根町議会定例会可決後、速やかに町ホームページをはじめ行政アプリ、SNS 等への投稿、庁舎を含む出先機関に貼り紙等掲示し、町民への周知を図ります。

次に、資料の 2 枚目をご覧ください。

令和 4 年 1 月 11 日付で、利根町生涯学習施設運営協議会からの「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」の答申書でございます。

主な内容といたしましては、布川地区コミュニティセンターの運営等については、施設使用時間や使用料が生涯学習施設と異なり、利用団体からの要望、利用者の利便性、町民の生涯学習活動の支援を考慮すると同じ地方自治法施設であることから、一元化を図る必要があると考えます。

さらに、生涯学習施設に組み入れることにより、利用行為の制限も撤廃され、物品等の販売や有料のイベント等への貸出しも可能となり、利用者の増加も見込まれます。布川地区コミュニティセンターの名称や休館日、指定管理者制度を利用した管理運営業務については、町民の方に根付いており、このまま実施し、休館日を別にすることで年間を通した生涯学習活動の支援につながることから、令和 4 年 4 月 1 日から布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設へ組み入れることを提言いたしますとの内容でございます。

3 枚目、裏面になりますが、参考といたしまして、審議の経過記録と主な意見を載せてございます。

4 枚目でございますが、「利根町教育委員会教育長から利根町生涯学習施設運営協議会への諮問について」の写しでございます。

次に、利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（案）についてご説明いたします。

利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（改正後）でございますが、修正、改正した個所を赤文字で示しております。

説明につきましては、次の新旧対照表でご説明いたします。

なお、総務課法制担当の最終的な承認は受けておりませんので、細かい言葉、文字の使い方に多少変更となる場合があります。

それでは、新旧対照表の 1 ページをご覧くださいと思います。

第1条、設置でございますが、3行目に（以下「法」という。）部分を追加してございます。これは、後の第13条にも地方自治法の条文が出てきておりますので、追加となっております。

第2条、名称及び位置でございますが、「布川地区コミュニティセンター」を追加してございます。

第4条、職員でございますが、最後の「置く」を「置くことができる」に改正してございます。これは、布川地区コミュニティセンターに指定管理者を設置するための措置として、職員の配置は行わなくともできるような表現に改めてございます。

2ページをお開きください。

第7条、使用料でございますが、使用者が明記されておりませんでしたので、生涯学習施設の使用の許可を受けた者を使用者としたものでございます。

第13条から6ページの第20条までは、指定管理者制度を導入することによる指定管理者に関する部分でございますが、利根町コミュニティセンター条例で規定しておりました指定管理者を新たに加えたものでございます。

第13条では指定管理者による管理について、第14条では指定管理が行う業務について、第15条では指定管理者の指定の申請について、第16条では指定管理者の指定等について、第17条では事業報告書の作成及び提出について、第18条では業務報告の聴取等について、第19条では指定管理者の指定の取消等について、第20条では秘密保持の義務について、それぞれ追加しております。

利根町コミュニティセンター条例で指定管理者について規定しておりました内容でございますので、説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

第21条、原状回復の義務でございますが、第1項は、今回の条例改正に合わせ、文言の修正をさせていただいております。第2項は、指定管理者の規定を追加し、指定期間の満了等を迎えた場合など、現状に回復する内容となっております。第3項は、「使用者」の次に「指定管理者」を追加してございます。

第22条、損害賠償の義務につきましても、「使用者」の次に「指定管理者」を追加してございます。

7ページをお開きください。

別表といたしまして、布川地区コミュニティセンターの施設区分および使用時間・使用料金を定めた一覧を掲載してございます。

次に、備考欄でございますが、「町外者」の後に「龍ヶ崎市民を除く」と明記してございます。これは、龍ヶ崎市と締結いたしました公の施設相互利用に関する協定書によるもので、明記されておりませんでしたので追加したものでございます。

なお、ここで訂正がございまして、「町外者龍ヶ崎市民を除く、以下同じ。」というふうには、「以下同じ」という文言を追加していただければと思っております。大変失礼いたしました。

8ページをお開きください。

附則でございますが、施行日につきましては、令和4年4月1日としており、附則の中で、利根町コミュニティセンター条例の廃止及び9ページでございます利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正してございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○教育長職務代理人（佐藤忠信君） 今回、条例を変えるということで説明がありましたが、そのほかもう一つの生涯学習施設の規則に関する内容については、特にここで決を採るというものではなくてもいいということですか。

例えば、休館日を水曜日のままとするとか、生涯学習施設管理規則が絡んでいたと思うので、そこも変えるということによろしいでしょうか。

○生涯学習課長補佐（永田幸夫君） 規則につきましても改正するように今、進めております。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 今回は、あくまでも諮問に対する答申ということで報告をしております。1枚目を見ていただきますと、報告第1号の次のページ、先ほど永田補佐のほうから説明がありました「利根町生涯学習施設運営協議会の答申に伴う布川地区コミュニティセンターについて」ということで、答申を尊重して、教育委員会では、1から4まで挙げさせていただいた内容で進めさせていただきたいということの報告になります。

報告だけですとちょっと分かりづらいということで、条例の一部改正案を参考資料として提出させていただき説明をしていただきました。

この後の総合教育会議のほうで併せて同じように説明をさせていただいて、最終的には町長との協議が調って、4月1日から生涯学習施設の一つとして進めさせていただき、条例改正については、3月の定例会で上程しますので、法制担当の審査が終わった条例改正案につきましては、来月の教育委員会で改めて同意をしていただくという段取りをとりたいたいと思います。

ですので、条例案の細かいところは、先ほどの永田補佐からも話があったように、変更することもあると思いますので、今回は、この形で進めていくということをご理解いただければと思います。

○教育長職務代理人（佐藤忠信君） 分かりました。もう日にちもあまりありませんので、どんどん進めさせていただきたいと思います。

もう一つ、この改正後の条例の第4条で、所長その他、必要な職員を「置くことができる」改正されていますが、「置く」でも良いような気がするのですけれども、これは何か変えた理由というのはあるのですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 指定管理者を置きますので、布川地区コミュニティセンターには職員は置かないので、こちらは「置くことができる」というふうに文言を変えさせてもらっています。

○教育長職務代理者（佐藤忠信君） その場合、「職員等」、「等」を入れたら良いのではないかと思ったのですが。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 第4条は職員ですので、「等」に指定管理者を含むことはできません。また、指定管理者の規定は第13条以降に設けておりますので、そこは分けさせていただいております。

○教育長職務代理者（佐藤忠信君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第1号 利根町生涯学習施設運営協議会の答申につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第2 議案第1号 町長の権限に属する事務の補助執行についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 議案第1号 町長の権限に属する事務の補助執行についてでございます。

地方自治法第180条の2の規定により町長の権限に属する事務の一部を教育委員会へ補助執行することに関する協議がありましたので、議決を求めるものでございます。

裏面の提案理由ですが、図書館における住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付並びに当該交付に係る手数料の徴収に関する事務の補助執行についての協議があり、利根町教育委員会事務委任規則第2条第20号の規定により、教育委員会の議決を得るため提案するものでございます。

説明につきましては、参考資料の利根町の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則、新旧対照表に基づき説明させていただきます。

左側は現行、右が改正案となっております。

別表第2、第2項、個別補助執行事務の教育委員会事務局職員における補助執行で、第7号に下線部分を追加するものでございます。補助執行させる事務といたしましては、図書館における住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付並びに当該交付に係る手数料の徴収に関する事務でございます。附則といたしまして、令和4年2月1日から施行するものでございます。

具体的な内容としましては、図書館で職員の勤務時間内において町民の住民サービスの充実を図るため、住民票及び印鑑登録証明書の交付を行うものでございます。

説明については、以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（石井 豊君） 今度、図書館で住民票と印鑑証明書の発行ということで現金を扱うこととなりますが、今現在、図書館では現金を取り扱っていないと思うので、現金取扱員はいないと思いますが、今後、町部局から交付されるのでしょうか。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 住民票と印鑑証明書の発行を始めるに当たっては、現金取扱員の届け出をしまして、現金取扱員証を持っている者だけが扱うこととなります。ただ、現在、コピー使用料の現金を取り扱っており、代表者 1 人だけ交付されていると思いますので、全員にそれを交付するような形になると思います。

○委員（石井 豊君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第 1 号 町長の権限に属する事務の補助執行については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、日程第 3 その他に移ります。

小中学校の卒業式・入学式について、学校教育課長から説明がございました。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、その他、小中学の卒業式・入学式につきましてご説明いたします。

今月 11 日に開催された校長会において、今年度卒業式及び来年度の入学式の実施について確認をしたところです。

今年度の卒業式の日程でございますが、まず、中学校の卒業式が、令和 4 年 3 月 11 日（金）午後、小学校の卒業式が、令和 4 年 3 月 18 日（金）の午前でございます。

続きまして、来年度の入学式の日程でございますが、小学校の入学式が、令和 4 年 4 月 7 日（木）の午前、中学校は同日の 4 月 7 日（木）の午後でございます。

昨年と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式を縮小して実施させていただき、来賓は式に出席はせず、来賓祝辞をお祝いのメッセージで学校に送る対応という形で考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご質問などございますか。

○教育長職務代理人（佐藤忠信君） 保護者は参加できるのでしょうか。

○指導課長（池田 恭君） 現在のところ、まだ未確定な部分もあるのですが、子どもたち、それから卒業生、あるいは入学式であれば、入学生の保護者については参加ということで考えております。

特に、今回は子どもたち、在校生はぜひ参加させたいなという思いをもっておりますが、今後の状況を確認して決めていければと思います。

○教育長職務代理人（佐藤忠信君） 最後のイベント、最初のイベントなので、記念行事

は、できたら保護者はいたほうが良いのかなと思います。

先日の成人式も、保護者は参加できないということで、外で保護者が集まってしまったという経緯があるそうなので、やはり記念行事はなるべく保護者も出席させてあげたいなという気持ちはあります。

○指導課長（池田 恭君） ありがとうございます。

○学校教育課長（中村寛之君） 追加ですが、卒業式に今回、利根町商工会青年部で、大型テレビくらいの卒業証書を作っていただいて、記念撮影にぜひということで、中学校と小学校3校に贈呈してくださるということで、今、進めております。

以上です。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか何か。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、令和4年1月教育委員会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時30分閉会